

くしろ家畜衛生

第102号（令和2年5月号）

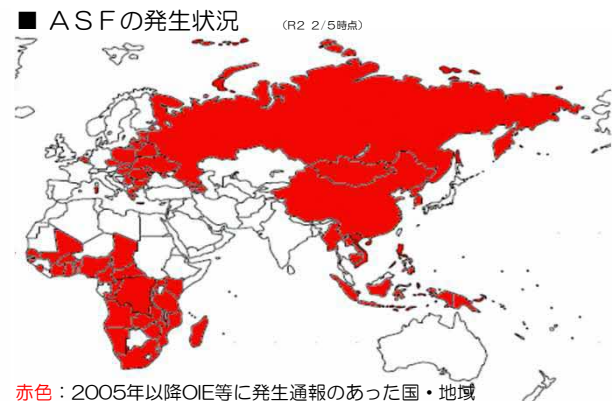
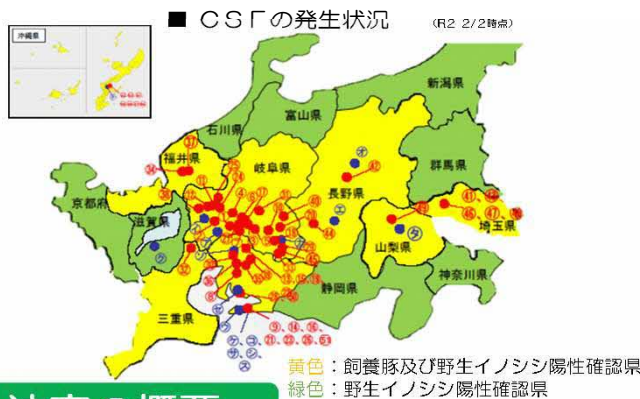
北海道釧路家畜保健衛所

家畜伝染病予防法の一部改正について

家畜伝染病予防法の一部が改正予定です。

背景・趣旨

- 平成30年9月、国内で26年ぶりに豚熱（CFS）が発生し、野生イノシシにより広域にウイルスが拡散
- このため、① 野生動物の対策を強化
② 農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜伝染病の発生及びまん延を防止
- アフリカ豚熱（ASF）のアジア地域での急速な拡大のため、畜産物の輸入検疫の強化、侵入防止を徹底



法案の概要

- 家畜の伝染性疾患の名称変更
- 伝染性疾患の発生及びまん延防止における家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務を明確化
- 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充
 - 衛生管理区域及び汚染された畜舎・倉庫等に入出入りする者に消毒義務を課すよう措置
 - 家畜の所有者は衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任
 - 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるよう措置
 - 飼養衛生管理に関する罰則を強化
- 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置づけ
 - 野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け
 - 野生動物で感染が確認された場合にも発見場所の消毒、通行制限、家畜の移動制限、飼料業者・運送業者等関連事業者の倉庫・車両の消毒など、病原体の拡散防止を実施できるよう措置
- 予防的殺処分の対象疾患の拡大
 - 対象疾患にASFを追加し、野生動物で口蹄疫又はASFの感染が発見された場合にも実施できるよう措置
- 家畜防疫官の権限等の強化
 - 輸出入検疫により発見された違反畜産物は、家畜防疫官が廃棄できるよう措置
 - 輸出入検疫に関する罰則を強化等

令和2年3月9日付けで飼養衛生管理基準（豚、いのしし）の改正が公布されました。
改正予定の飼養衛生管理基準（豚、いのしし）は農林水産省のホームページで確認できます。

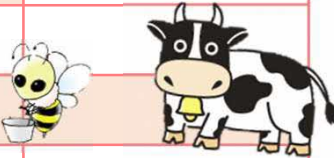
令和2年度 伝染病予防事業計画

家畜伝染病予防事業の実施について、次のとおり計画しています。

関係機関の皆様、御協力をよろしくお願いします。

伝染病
予防事業計画



事業名		実施時期	備考
家畜伝染病予防法第5条に基づく検査			
①ヨーネ病検査 (乳用牛・肉用牛)	鶴居村	4月～7月	結核病・ブルセラ病のサーベイランス 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認の聞き取りを併せて実施
	弟子屈町	9月～12月	
②牛海綿状脳症検査		4月～翌3月	
③蜜蜂の腐蛆病検査		8月	
④高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ強化モニタリング		10月	
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する 特定家畜伝染病防疫指針に基づく立入検査			
⑤高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング		4月～翌3月	
家畜防疫対策要綱に基づく立入検査			
⑥めん羊・山羊のスクレイピー立入検査		時期未定	

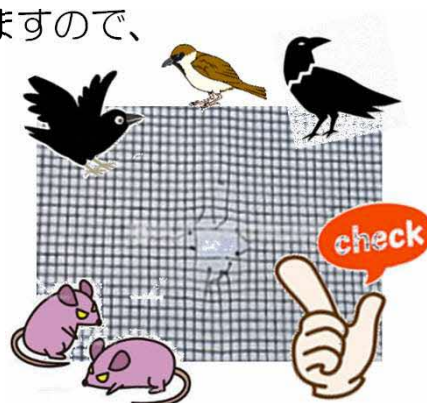
高病原性鳥インフルエンザに注意！

鳥インフルエンザは渡り鳥が媒介する恐れがあります

中国、台湾、韓国等では本病の発生が続いていますので、警戒を怠らないようにしましょう。

野鳥、野生動物による農場内へのウイルス侵入防止の対策を再確認してください。

- ・防鳥ネット及び鶏舎の屋根、外壁等の破損箇所は直ちに修復しましょう。
- ・飼料、飲料水に野生動物の排泄物などが混入しないようにしましょう。



病性検定手数料について

4月1日から手数料が改定されていますので、申請の際には確認をお願いします

手数料項目	単価
病理解剖検査	4,580 円
鏡検	770 円
一般培養	1,120 円
特殊培養	3,380 円
一般血清反応検査	780 円
特殊血清反応検査	3,070 円
病理組織学的検査	2,520 円
一般理化学的検査	1,300 円
特殊理化学的検査	3,160 円
特殊遺伝子学的検査	5,950 円
特殊血清・遺伝子学的検査	4,010 円
総合病性検定(病理解剖あり)	8,520 円
総合病性検定(病理解剖なし)	7,430 円
証明書	500 円
特別診断(100km未満)	5,670 円
特別診断(100km以上)	11,340 円
器具・機械使用料	860 円

検体には、

- ・検査目的
 - ・検査内容
 - ・個体情報等
- がわかるよう、
情報をつけてください

証明書を必要とする場合、

- ・血統登録証等、
 - ・個体情報を確認できる書類等
- を添付してください



令和2年度 病性検定におけるヨーネ病検査日程について

検体受付締切日	検査実施予定	採血推奨期間
6月5日(金)	6月8日の週	5月30日～6月5日
6月19日(金)	6月22日の週	6月13日～6月19日
7月3日(金)	7月6日の週	6月27日～7月3日
7月17日(金)	7月20日の週	7月11日～7月17日
8月7日(金)	8月10日の週	8月1日～8月7日
8月21日(金)	8月24日の週	8月15日～8月21日
9月4日(金)	9月7日の週	8月29日～9月4日
9月25日(金)	9月28日の週	9月19日～9月25日
10月9日(金)	10月12日の週	10月3日～10月9日
10月23日(金)	10月26日の週	10月17日～10月23日
11月6日(金)	11月9日の週	10月31日～11月6日
11月20日(金)	11月23日の週	11月14日～11月20日
12月4日(金)	12月7日の週	11月28日～2月4日
1月6日(水)	1月7日(木)	12月31日～1月6日
1月22日(金)	1月25日の週	1月16日～1月22日
2月5日(金)	2月8日の週	1月30日～2月5日
2月19日(金)	2月22日の週	2月13日～2月19日
3月5日(金)	3月8日の週	2月27日～3月5日
3月19日(金)	3月22日の週	3月13日～3月19日

移動の予定がある場合は、
日程にゆとりをもって
検体を搬入してください。

留意事項

- ・採血時に**生後6ヵ月齢以上**であることを確認してください
- ・書類は検体と一緒に提出してください
- ・書類には**牛の個体識別番号、採材年月日、採材獣医師名**を忘れずに記載してください。



抗菌性物質の残留に注意しましょう



令和元年度 全道の抗菌性物質等の残留事例発生状況

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	林-ツ	十勝	釧路	根室	合計
生乳					1	1	1	3		11	2	13	12	11	55
畜肉											1	3	2		6

(速報値)

令和元年度、全道の抗菌性物質等の残留事例は、生乳で55件、畜肉で6件発生しました。そのうち釧路管内での発生は生乳で12件、畜肉で2件でした。この件数は道内でワースト2位という、ありがたくない結果となっています。今年こそは、農家の皆さんと関係機関一丸となり、汚名を返上しましょう。残留事故の原因は、マーキングの見落とし、治療薬の誤投与、作業者間での治療牛の連絡不足がトップ3です。次の3原則を再度確認して、事故を未然に防ぎましょう。

抗菌性物質残留防止の3原則

マーキングの見落とし
治療薬の誤投与
治療牛の連絡不足



マーキングは

- 誰が見てもわかる場所に
- スプレーとバンド等、複数実施
- 投薬後すぐに

治療牛は

- 可能な限り分離飼育を
- 治療のたび、個体確認を

治療牛情報は

- ホワイトボードや台帳等に記録
- 作業前に全員で確認

動物用医薬品、動物用医療機器に関するお知らせ



1 手数料の改定

動物用医薬品、動物用医療機器の申請に関わる手数料も4月1日から改定になっていますので、申請の前に当所へお問い合わせください。

2 講習会の開催

動物用医薬品特例店舗販売業では、担当者は適正な取扱いのための講習などを受講することとなっています。

当所では、例年8月末から9月初旬に講習会を開催しています。今年度も開催を予定していますので、是非ご参加ください。

また、講習会のご希望がありましたら講師の派遣も行いますので、お知らせください。

許可、届出事項に変更があった場合は、あらかじめ、または30日以内変更の届出が必要です

- 販売業者の氏名または名称の変更
- 許可を受けている店舗の名称変更
- 業務を行う役員（法人のみ）の変更
- 店舗の構造設備の主要部分の変更



許可・届出の店舗を移転しても、許可・届出は継承されません
変更や移転がわかり次第、まずは家畜保健衛生所へご連絡ください

豚熱（CSF）引き続き警戒！

本病は現在も中部、関東地方を中心に、豚熱ウイルスに感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散し、新たな発生のリスクが高い状況です。

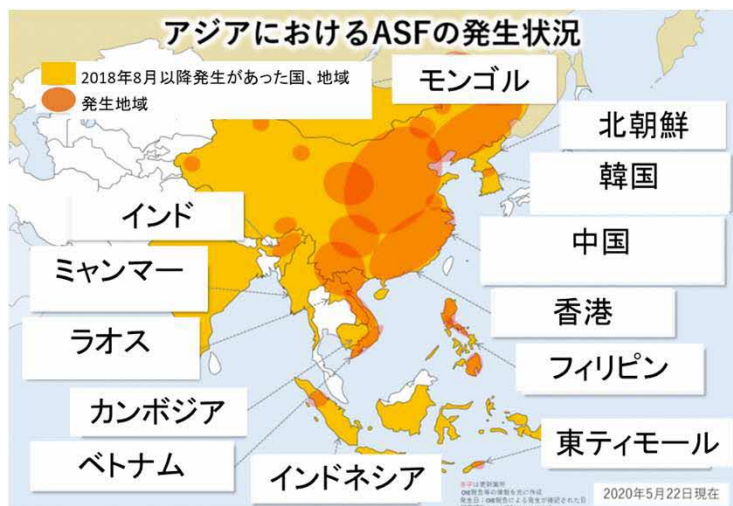
令和2年3月に実施されたCSF疫学調査チーム検討会によると、国内52例目となる沖縄県で初発生の事例は、本州の発生地域由来のウイルスが、加熱不十分な食品残さを介して農場に侵入し、その後、人、車両、豚の移動、野生動物を介して58例目まで拡大した可能性が指摘されています。

道内の農場においても、**加熱不十分な食品残さや、人、車両、その他野生動物を介してウイルスが侵入する恐れがあります**ので、引き続き衛生管理の徹底をお願いします。



アフリカ豚熱（ASF）にも引き続き警戒を！

2018年8月、中国でアフリカ豚熱の発生が確認されて以降、日本の**近隣諸国**である韓国、フィリピンやインドネシア等の**アジア地域**で発生が確認されています。日本への**侵入リスクが高い**状況が続いていますので、侵入防止対策を徹底しましょう。



- 食品残さの加熱
 - 車両の消毒
 - 豚舎の清掃、消毒
- を徹底し、飼養豚の異状に気づいたら、すぐに通報を！

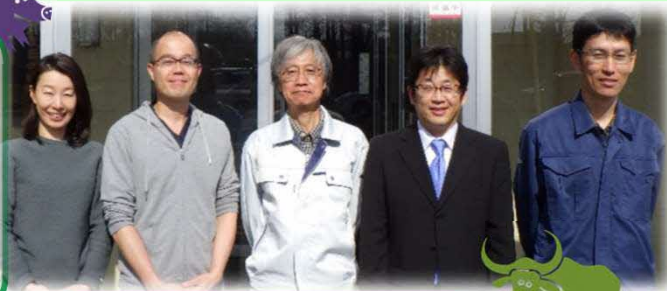


着任のご挨拶

次長 小川英仁

石狩家畜保健衛生所から参りました小川です。釧路勤務は初で、初春の寒さに驚きながらも身近な自然に癒やされています。

新型コロナウイルスの影響で、経験したことがない新年度を迎えておりますが、今後、生産者の皆様や関係機関・団体の方々のご理解をいただきながら業務を進め、管内の畜産振興に努めますので、よろしくお願い致します。



予防課長 宮根和弘

このたび、予防課長として赴任して来ました宮根です。釧路での勤務は2回目で、前回は予防課員として管内関係者の方々にお世話になりました。ここ数年、管内ではヨーネ病、サルモネラ症やBVD-MD等、畜産現場で問題となっている疾病が多発しています。それらの問題解決に取り組み、釧路の酪農・畜産に貢献していけるよう取り組んでいきますので、よろしくお願い致します。

主査 村上晋一

このたび、根室家畜保健衛生所から異動してきました村上です。38年間の家保勤務の後に定年退職、その後再任用職員として2年間、合計40年間家保に勤務してきましたが、このうち釧路は新採用として昭和55年～60年の5年間を振り出しに、平成15年～17年の3年間、そして平成26年～29年退職までの4年間、あわせて12年間と私の家保経歴の約1/3を過ごしてきた所です。この思い入れのある家保で再任用の残り3年間、老骨にむち打って頑張りたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

指導専門員 林美加 ★新採用★

防疫員、臨時職員、任期付職員を経て、このたび正職員となりました林です。釧路在住6年目ですが、アスファルトに囲まれて育った私にとっては、道東の景色見るものすべてが新鮮で、未だ感動の毎日です。大好きなこの土地で家畜衛生と畜産業振興に貢献すべく、日々精進して参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

専門員 岡村真吾 ★新採用★

新採用となりました岡村です。私は島根大学を卒業後、アフリカ諸国における国際協力事業に携わっておりました。そこで農家の方々にとって畜産は重要であると痛感したため、酪農学園大学に編入学し、獣医師になりました。農家の方々の生産性向上に貢献できるよう、日々の業務に尽力して参りますので、よろしくお願い致します。



＜転出者＞

- ・次長 山本慎二 ⇒ 留萌家畜保健衛生所 所長
- ・予防課長 室田英晴 ⇒ 渡島家畜保健衛生所 BSE検査室長
- ・専門員 末永敬徳 ⇒ 石狩家畜保健衛生所 主査（病鑑）
- ・専門員 福田 寛 ⇒ 畜産振興課 専門員



令和2年度 職員体制及び緊急連絡先

北海道家畜保健衛生所 電話 0154-57-8775

★休日・夜間の緊急連絡は、釧路総合振興局（電話0154-43-9100）へお願いします。

指導課		所長 次長	佐藤研志 小川英仁	予防課	
課長	神間清恵			課長	宮根和弘
主査（薬事・安全）	村上晋一			主査（危機管理）	高木裕子
指導専門員	林 美加			指導専門員	尾田英之
				専門員	岡村真吾
				獣医師	互野佑香
				専門員	山田真喜子
				獣医師	佃 拓磨